

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 計画的な地震防災対策の推進

担当部署	対策の概要
■ 各部局	<input type="checkbox"/> 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第1 基本方針

市は、地震や津波の災害から市民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を設定するとともに、これを実現するために津波防災推進計画を検討し、計画的な津波防災対策を推進することとする。

第2 減災計画の推進

市は、「秋田県防災・減災計画」に則り、自助、共助、公助が連携した、効果的かつ効率的な地震津波防災対策の推進を図る。

- 1 防災・減災目標（数値目標）
- 2 計画の対象とする取組
- 3 計画の施策体系
- 4 計画期間と進行管理
- 5 計画の推進にあたって

第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、秋田県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業を、社会的条件・自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め推進することとする。また、県の事業実施にあたってはそれに協力する。

- 1 期間
秋田県第5次地震防災緊急事業五箇年計画：平成28年度～令和2年度
- 2 対象地区
秋田県全域が対象である。
- 3 第5次五箇年計画の対象施設等

市は、県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に定められた、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備・改善を促進する。

第2節 津波監視体制、伝達体制の整備

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	<input type="checkbox"/> 津波監視体制の整備
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 津波情報伝達体制の整備

第1 基本方針

市及び防災関係機関は密接な連携を図り、津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や、情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

第2 津波の観測体制の整備

気象庁（秋田地方気象台）は、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報・注意報、津波情報等の発表及び伝達を行っている。

1 市の海面監視体制

- (1) 市においては、津波の来襲に備え、海面を監視する体制をあらかじめ確立しておく。
- (2) 監視体制は地域ごとに設けるものとし、消防団員等が監視にあたる。
- (3) 強い地震（震度4程度以上）を感じたときは、気象台が発表する津波情報が入らなくとも海面を監視する。

2 観測情報の共有化

- (1) 市、県及び防災関係機関は、各観測機器や海面監視から得られた情報の共有化に努める。
- (2) 市は、東北地方整備局のG P S 波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに入手する体制の整備に努める。

第3 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備

1 市の対応

(1) 避難指示等の発令基準の設定

ア 発令基準の策定・見直し

津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的には発令しない。

なお、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

イ 伝達体制の整備

市は、津波警報・注意報等に応じて、自動的に避難指示等を発令する場合においても、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を、住民等に伝える体制を確保する。

(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

ア 多様な情報伝達手段の確保

市は、さまざまな環境下にある住民や職員等に対し、津波警報・注意報等の伝達手段として、防災行政無線の不感地帯の解消に努めるとともに、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の耐災化を図る。

また、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等、多様な手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう津波避難所等の周知を図る。

イ 確実な伝達方法の確保

市は、気象庁からの津波警報・地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等と同報無線との自動起動の確実な運用を図る。

また、市は、障害に強い伝達体制の整備と併せ、いわゆるプッシュ型及びプル型の情報伝達も充実させる。

ウ 自動車運転者対策

市は県と連携して、走行中の自動車に対し、大津波警報・津波警報の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、避難所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

エ 海域海岸利用者対策

市は、観光客・釣り客・水産事業者等海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に努める。

オ 避難行動要支援者対策

市は県と連携して、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策の検討を行うよう努める。

(3) 伝達内容の検討

市は、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど、避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。

その際、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に十分配慮する。

(4) 多様な条件下の考慮

夜間・休日の情報伝達については、男鹿地区消防本部との協定に基づき、24時間体制で伝達する体制を構築する。

さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

(5) 津波地震や遠地地震の考慮

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報・注意報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

2 男鹿地区消防署の対応

(1) 住民等に対し、消防車及び広報車等によるサイレンや拡声器等により津波予警報を伝達する体制を整備する。

(2) 市との協定により、防災行政無線を活用し24時間体制で情報を伝達する体制を構築する。

(3) 観光客・釣客・水産事業者等海岸付近にいる住民等への情報伝達体制を確立する。

3 警察の対応

男鹿警察署は、津波予警報が発表され、県警察本部から無線又は有線により伝達を受けた場合、各交番や関係機関への通報伝達体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。

また、パトカー等により広報を行い、市及び防災関係機関と協力し警戒活動を行う体制の整備に努める。

4 秋田海上保安部の対応

(1) 地震等災害に関する情報について、別に定めるところにより迅速かつ的確に伝達するとともに、必要に応じて関係機関等に伝達するものとする。

(2) 船舶等に対する災害に関する情報の伝達は、次により行うものとする。

ア 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知する。

イ 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

ウ 被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回

させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

5 東日本電信電話株式会社の対応

(1) 津波警報伝達体制の迅速化、確実化

気象業務法に基づき、気象庁から津波警報の通知を受けたときは、直ちにその津波警報を市に対し迅速、確実な警報伝達に努める。

(2) 津波警報伝達等点検の実施

津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関との津波警報伝達点検を実施し、伝達漏れの防止等を図る。

第3節 避難対策体制整備計画

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	<input type="checkbox"/> 津波避難ビル等の指定・整備
■ 各部局	<input type="checkbox"/> 避難指示、避難誘導体制の整備
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 津波ハザードマップの整備、津波避難計画の作成

第1 計画の方針

津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることから、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、津波時指定緊急避難場所・津波避難ビル及び避難所等へ向かう避難階段等の整備など、災害発生後に住民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化し、住民への周知徹底を図る。また、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努める。

第2 避難所及び津波避難ビル等の指定・整備

1 避難所等の確保

市は、法に基づく津波浸水想定等をもとに市域の実情を踏まえ、津波が到達する前に、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難所及び避難場所の指定・整備を行う。

避難所等の確保については、先人の教えも活用しながら、安全な高台（10m以上）に設置することを基本とし、避難場所までの距離が遠いなど、避難が困難な地域については、地域の状況に応じた避難所等の確保を検討する。

また、避難所、避難場所、津波避難ビル等の周知を図るため、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かり易い誘導標識や案内板などを設置する。

2 津波避難ビル等の確保

(1) 津波避難ビル等の指定

市は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難ビル等をあらかじめ定めておく。

(2) 津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。

ア R C 又は S R C 構造であること。

イ 建物は十分な耐震性・耐浪性を有すること。

ウ 進入口への円滑な誘導が可能であること。

なお、上記条件以外にも、想定浸水深さに相当する階に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物であること、避難通路に面していること、外部から避難が可能な階段があること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

3 津波避難ビル等の充足状況の確認

市は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

4 津波災害警戒区域内等での留意事項

市は、県が指定する津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深以上の場所に避難所が配置され、安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどして、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

また、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

第3 避難路の整備等

1 避難路の整備方針

市は、住民が徒歩等で確実に避難できるよう、避難路として使用される道路等を整備し、その安全性の点検・確保及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備にあたっては、避難活動が円滑かつ安全に行われるよう、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備えた複数路の確保。
- (3) 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- (4) 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- (5) 高台等の避難所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- (6) 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- (7) 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

2 避難路等の整備

(1) 津波避難の迅速化の考慮

市は関係機関と連携して避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や、事故の発生等を十分考慮し、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

(2) 浸水高表示に関する留意点

市は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

第4 避難方法・避難誘導

1 徒歩避難の原則

地震、津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、市は、津波到達時間や避難所までの距離、避難行動要支援者の存在等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、警察と連携を図りながら、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を予め検討する。

2 自動車での避難方策の検討

市内の各地域において、津波到達時間、避難所までの距離、避難行動要支援者の存在等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討にあたっては、男鹿警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成に努める。

3 避難誘導行動ルールの作成

市は、消防職・団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定めるよう努める。

また、市は、避難誘導支援者等が津波警報等を確実に入手するための情報入手手段や装備、消防団等の、避難支援者へ退避を指示できる通信手段の装備の充実を図る。

第5 津波ハザードマップの作成・活用

1 津波ハザードマップの作成・周知

市は、法に基づく津波浸水想定等を活用し、津波浸水域、津波浸水深、土地の標高、指定緊急避難場所等を示した「津波ハザードマップ」を作成する。

また、作成後においては、住民への周知を行うとともに、防災訓練や避難訓練への活用など、活用範囲の拡大を図り、住民に対し、津波災害に関する十分な知識の普及を行う。

2 津波ハザードマップの有効活用

市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

第6 津波避難計画の策定

1 津波避難計画の策定

市は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、避難所、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画を策定するとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

策定にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮したものとし、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

<住民への周知内容>

(1) 避難対象地域

(2) 避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法

(3) 津波情報の収集・伝達の方法

(4) 避難誘導の方法

(5) 避難所の名称、所在地、収容人員

2 地域ごとの避難計画策定支援

市は、津波避難計画の策定にあたり、町内会・自主防災組織等、沿岸地域住民がワーキングショップなどを開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。

第7 津波警報等に係る対応

市は、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定する。また、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、県や秋田地方気象台等との連携に努める。また、県及び秋田地方気象台等は、市による発令基準の策定や見直しを支援する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

第4節 防災知識等普及計画

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	<input type="checkbox"/> 津波防災知識普及・啓発
■ 各部局	<input type="checkbox"/> 津波防災教育・防災訓練の実施

第1 計画の方針

市は、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、デジタル技術を活用しながら防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、市及び防災関係機関は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、災害時の行動マニュアル等を作成・配付し、さらに防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

第2 津波に関する知識の普及・啓発

1 市民への防災知識の普及

(1) 津波の危険性等の周知

市は、県及び防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

また、市は、津波に関する知識を住民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動を取ることができるよう、広報紙、パンフレット、インターネット等の広報媒体や、研修会や地域コミュニティ活動などの多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。

(2) 市民等への普及・啓発を図る事項

津波防災に関する主な普及啓発内容

避難行動に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること ・ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。 ・ 気象台から大津波警報、津波警報が発表された時、海岸付近又は海の中にいる住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。 ・ 津波注意報が発表された時は、海岸付近又は海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 ・ 海岸から離れた場所でも、津波が河川を遡上してくるおそれがあるため、避難の際は、河川に近づかないよう留意する。 ・ 船舶は直ちに港外へ退避する。港外に退避できない小型船は高所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。 ・ 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとること ・ 標高が低い場所や沿岸部では津波警報でも避難すること ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること ・ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと ・ 津波が河川を遡上すること ・ 津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない ・ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと ・ 津波到達予想時刻及び津波の高さなどの情報を、市防災行政無線、ラジオ、テレビ、無線及びインターネット等により収集する
津波の特性に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること ・ 第一波が最大とは限らないこと ・ 津波は繰り返し襲ってくること ・ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によつては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性 など
津波に関する想定・予測の不確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること ・ 地震発生直後に発表される津波警報・注意報等の精度には一定の限界があること ・ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること ・ 避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ること ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など
家庭での予防・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・ 負傷の防止や避難通路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動

- ・津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識
- ・家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの決め
- ・津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

2 避難行動要支援者及び観光客等への配慮

(1) 避難行動要支援者への配慮

防災知識等の普及にあたっては、外国語パンフレット等の作成・配布や障がい者・高齢者の常備品等の点検・介護者の役割の確認等、外国人・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(2) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への配慮

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難所等を示す標識を設置するなど、広報に努める。

3 船舶への防災知識の普及

市は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

(1) 沖合で航行・操業中に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。

(2) 沖へ退避した船舶は、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。

(3) 港内で作業中(係留中)に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに指定避難所又は避難場所へ避難すること。

4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

市は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、避難所・津波避難ビル等や避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

第3 防災教育の推進

市は、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを、教育の専門家や関係機関、民間団体等の参画の下で開発するなどして、地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、調査結果や各種資料を収集・整理し、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って広く市民に伝承されていくよう努める。

第4 津波防災訓練の実施

市は、住民及び関係機関等と連携し、防災行政無線、津波フラッグなどの情報伝達手段を活用した津波からの避難誘導訓練、並びに津波防災訓練を計画的に実施する。津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

この訓練から情報伝達に関する職員の対応及び判断能力、並びに情報伝達システムの機能等を検証し、課題を整理・検討の上、第2編第2章第1節第3の防災関係職員への防災教育に反映させる。

1 市職員等に対する内容

(1) 津波警報・注意報、津波情報等の収集、伝達

- ア 初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認
 - イ 操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認
 - ウ 住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現）
- 等を検証する。

(2) 津波避難訓練

- ア 標識の確認、避難の際の危険性等を把握
 - イ 歩行困難な者にとって、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない
 - ウ 場合によっては民有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得る
 - エ 夜間訓練等の実施により街灯等を確認する
- 等の訓練を実施する。

(3) 津波防災施設操作訓練

- ア 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか
- イ 津波予想到達時間内に操作完了が可能か
- ウ 地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするか

エ 退避時間の確保

などの現実に起こり得る想定の中で訓練を実施する。

(4) 津波監視訓練

- ア 高台等の安全地域からの目視
 - イ 監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟
 - ウ 監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用
- 等について訓練を実施する。

2 市民に対する内容

- (1) 強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは、直ちに海からあがって海岸に近づかない。
- (4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報・注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。
- (5) 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。
- (6) 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

3 船舶に対する内容

- (1) 強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- (2) 津波警報・注意報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとる。
なお、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。
 - ア 沖合で航行・操業中に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する等、人命を最優先に対処する。
 - イ 沖へ退避した船舶は、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
 - ウ 港内で作業中(係留中)に津波警報、津波注意報が発表されたら、可能な船舶の流出

防止措置を講じて直ちに避難所へ避難すること。

エ 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報・注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

第5節 津波防ぎよ施設等の整備

担当部署	対策の概要
■ 各部局	<input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備・漁港施設の整備 <input type="checkbox"/> 河川管理施設の整備 <input type="checkbox"/> 津波防災土地利用の推進
■ 総務企画部	<input type="checkbox"/> 海抜表示シートの設置、津波防災推進計画

第1 計画の方針

市は、津波に強いまちづくりのため、海抜表示シートの設置や、沿岸域における海岸保全施設、河川管理施設、港湾施設及び漁港施設の津波防災対策の実施、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市施設として都市計画に定めるなどの対策を講じる。

第2 海抜表示シートの設置

市は、津波被害軽減の対策のひとつとして、標識柱等の道路施設に海抜表示シートを設置することにより道路利用者や地域住民の津波に対する防災意識の向上を図る。

第3 沿岸域における海岸保全施設及び河川管理施設の津波防災対策

海外保全施設及び河川管理施設の管理者は、沿岸域の海岸保全施設や河川管理施設の設計津波の水位に応じ対策を推進する。また、設計津波の水位を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるよう検討を行う。

1 海岸保全施設の防災対策

(1) 事業の実施

ア 市及び各海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防(防波堤)、防潮水門等の海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。

イ 各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

ウ 市はこれらの施設の整備にあたって、各施設管理者の津波防災対策の実施に協力する。

(2) 海岸保全施設被災時の対策

各海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう、施設の補修または新設の際に構造上の工夫に努めるなど、あら

はじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

(3) 海岸保全区域の指定

市は、県とともに、津波の被害から海岸を保護するためまたは海岸保全施設を保護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域の土石の採取、掘削その他の行為を制限または禁止する等の措置を講じ、海岸の維持管理に万全を期す。

(4) 水門・排水機場等の耐水対策

市及び県は、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、順次耐水対策を実施する。

2 河川管理施設の防災対策

(1) 事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(2) 津波遡上の影響の考慮

河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。

第4 港湾における津波防災対策

1 津波防災対策

港湾におけるハード・ソフトを組み合わせた津波対策により人命・財産の被害を早期に防止・最小化する。

背後地については、県と連携し、津波による浸水から生命・財産を守るために津波避難タワー、漂流物対策施設整備等の津波対策を推進する。

(1) 港湾改修

ア 船舶の大型化に対処するため、大水深岸壁、泊地、航路の拡幅、増深の整備を推進する。

イ 災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を推進する。

ウ 臨海部防災拠点として、背後市街地内の避難地と連携した避難緑地の整備を推進する。

(2) 避難対策施設、機器の整備

災害情報伝達のため、港湾業務を行う各事業所は、独自に無線通信機器を整備するよ

う指導する。

第5 漁港施設の津波防災対策

1 津波防災対策

漁港管理者は、管理漁港の津波災害に関する危険区域の周知、及びこれらの災害を防止するため迅速な情報収集及び情報伝達の整備を推進するとともに、発生頻度の高い津波を想定した耐震・耐津波性能を検証し、必要な耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災対策の整備を総合的に図ることとする。

第6 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

市は、津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の都市機能を、津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地の整備を図る観点から、津波被災時に復興の拠点となる市街地が有すべき住宅、業務、公益等の施設を一団の施設としてとらえた「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を、必要に応じて都市施設として都市計画に定める。

(1) 都市計画に定める主な事項

- ア 名称、位置及び面積
- イ 配置する施設の種類とその位置及び規模
- ウ 建築物の高さ、容積率及び建ぺい率

第7 適正な土地利用の推進

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難所及び避難場所・津波避難ビル等の整備などの防災施設の整備に努める。

なお、これらの安全性の高い土地需要の増加により、特定地域の地価が高騰しないよう注視する必要があり、市は、県と連携をとりながら適正かつ合理的な土地利用を推進し、計画の必要な見直しを行っていくこととする。

第8 津波防災推進計画の策定

市は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく推進計画を策定する際には、都市計画法で定められている「市の都市計画に関する基本的な方針」と調和が保たれたものとし、必要に応じて方針の見直しを行う。

1 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

(1) 県の対応

県は、最大クラスの津波に対応して、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。

(2) 津波災害警戒区域に関する対応

市は、県により津波災害警戒区域の指定があった場合に、以下の対応を行う。

ア 地域防災計画での考慮

市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに以下の事項について、名称及び所在地等を定める。

(ア) 津波に関する情報

(イ) 予報及び警報伝達に関する事項

(ウ) 避難所及び避難場所に関する事項

(エ) 津波避難訓練に関する事項

(オ) 主として避難行動要支援者が利用する社会福祉施設

(カ) 学校

(キ) 医療施設

イ 避難行動要支援者等が利用する施設での対応強化

市は、津波災害警戒区域内において、主として避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

ウ 住民への周知徹底

市は、津波に関する情報の伝達方法、避難所の指定、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について、これらの事項を記載した印刷物の住民への配布等による周知を行う。

エ 施設所有者又は管理者の取組支援

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成、又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

オ 津波による危険の著しい区域への対応

市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

2 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

(1) 市は、県が津波災害特別警戒区域を指定したときは、指定した区域内において、津波

から逃げることが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限する。

(2) 津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。

(3) 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

市は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。

第6節 災害対策拠点の指定及び整備に関する計画

担当部署	対策の概要
■ 総務企画部	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点の指定
■ 各部局	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点の整備
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

市は、津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる指定防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。

また、震災時に必要となる防災物資及び資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図る。

なお、庁舎等の公共施設を新設する場合の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。

第2 指定防災拠点

1 指定防災拠点

市役所、若美支所、消防本部、消防署（分署含む。）、警察署、男鹿みなと市民病院、生活関連物資備蓄拠点、航空自衛隊第33警戒隊の施設、県出先機関庁舎、指定行政機関の事務所等

2 指定防災拠点以外の防災上重要な施設

各支所出張所、文化会館、男鹿市総合体育館、若美総合体育館、学校施設等、消防団器具置場・詰所、避難所、避難場所、医療機関、福祉施設、水源施設、自主防災組織の活動拠点、災害ボランティアの活動拠点となる施設、道の駅、その他の防災拠点となるべき施設等

第3 防災拠点施設等の整備促進

防災拠点施設等の整備は、第3編 震災対策 第2章第8節に準ずるほか、次の対策を実施する。

1 津波危険区域における防災拠点型施設の整備においては、耐震化に合わせて耐浪化を進める。

- 2 防災拠点は、通常、その役割と規模に応じコミュニティー防災拠点、地域防災拠点等がある。津波浸水想定地区においては、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地として活用される防災拠点施設の整備を推進する。
- 3 一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定を行い、津波防災拠点施設として防災拠点機能の確保・充実を図る。